■本書について

本書は継続検査において、特種用途自動車の構造要件に適合・不適合を保証するものではない。また、イラスト、写真及び判定例については通達等の原文を基に、弊社で作成・判定したものである。従って、その解釈等が実際の審査と異なる場合もある。

また、特種用途自動車の車体形状毎に検査証の有効期間及び定期点検の間隔を収録している。ただし、弊社調べであり、実際の運用等と異なる場合がある。 最終的には事業場の認証を受けた運輸支局に確認を取って頂きたい。

以上、その旨をご理解頂き本書をご活用下さい。

本書は、自動車整備士や自動車検査員の方を対象に、自動車の用途区分及び 特種用途自動車の継続検査に必要な構造要件をまとめたものである。

それぞれ以下の通達を元に作成している。

- ■自動車の用途等の区分について(依命通達)
 - …平成 28 年 10 月 31 日 (国自整第 196 号)
- ■「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて
 - …平成 29 年 1 月 24 日 (国自整第 303 号)

構造要件は、平成13年10月1日(キャンピング車は平成15年4月1日) 以降の特種用途自動車に適用される基準を収録している。従って、平成13年 9月30日(キャンピング車は平成15年3月31日)以前に特種として登録等 受けた自動車については対応していないのでご注意頂きたい。

また、「乗用から貨物へ構造等変更検査」及び「登録されているキャンピング車の判定例」を収録している。前述のとおり、弊社の判定例であり、特にキャンピング車については架装業者による設計及び新規登録時に検査官等により審査計測等された数値と異なる場合もある。なお、その他継続検査で必要となる保安基準・審査事務規程については弊社発行の「自動車検査ハンドブック」及び「保安基準と審査事務規程と解説」を参照して頂きたい。



内容について疑問等がある場合、編集部までご連絡下さい。お調べしてご解 答いたします。また、判定例等の情報もお待ちしています。

> 内容の疑問点、適否の事例はコチラへ 専用電話番号 フリーダイヤル 0120 - 041 - 893 (月曜日~金曜日 10:00 ~ 17:00)

> > 平成30年5月 編集部

■目次

◆用語の定義・関係法令 ――	8	13 交通事故調査用緊急車	81
第1章 自動車の用途区会	分	法令特定事業遂行	自動車
1 乗用自動車等 ————	19	(用途区分通達4-1-	2の自動車)
2 乗合自動車等 ————	19	1 給水車 ————	83
3 貨物自動車等 ————	20	2 医療防疫車	85
■ 貨物自動車の審査 ———	29	3 採血車 ————	88
■ 乗用から貨物へ構造等変更検	查	4 軌道兼用車 ————	91
(編集部) ————	— 35	5 図書館車 ————	93
4 特種用途自動車等 ———		6 郵便車 ————	96
5 建設機械 —————		7 移動電話車 ————	98
		8路上試験車 ————	101
第2章 特種用途自動車の構造	造要件	9 教習車 ————	105
■ 特種用途自動車等とは ――	48	10 霊柩車 ————	108
特種用途自動車の審査 ──	52	■ 広報車 ————	110
■ 検査証の有効期間 ――――	55	12 放送中継車	112
●使用者特定書面の確認等 —	— 55	13 理容・美容車―――	115
1 (用途区分通達 4 - 1 - 1 の) 1 救急車	自動車)	等種目的自動 (用途区分通達4-1- 3-1 特種物品運搬自動	3の自動車)
2 消防車 ————	— 62	(用途区分通達4-1-3(1	
3 警察車 ————	— 64	1 粉粒体運搬車————	
4 臓器移植用緊急輸送車 —		2 タンク車	
5 保線作業車		3 現金輸送車 ————	
6 検察庁車 ————		4 アスファルト運搬車 —	
7 緊急警備車		5 コンクリートミキサー車	
8 防衛省車 ————	 73	6 冷蔵冷凍車 ———	
9 電波監視車		7 活魚運搬車 ————	148
10 公共応急作業車 ———		8 保温車 ————	151
11 護送車 ————	— 78	9 販売車 ————	153
12 血液輸送車 ————		10 散水車 ————	156
		EM BV/J I.	100

11 塵芥車 ————	1 58	222 レッカー車	214
12 糞尿車 ————	160	23 写真撮影車 ————	216
13 ボートトレーラ	163	24 事務室車 ————	218
14 オートバイトレーラ ―	164	25 加工車 ————	221
15 スノーモービルトレーラ	165	26 食堂車 ————	223
		27 清掃車 ————	226
3-2 特種乗車設備自動		28 電気作業車 ————	227
(用途区分通達4-1-3(2)	の目動車)	29 電源車 ————	230
1 患者輸送車 ————		30 照明車 ————	232
2 車いす移動車―――	168	31 架線修理車 ———	234
0 0 11-17-11 NV 1-71-		32 高所作業車 ———	236
3-3 特種作業自動車 (用途区分通達4-1-3(3)	の白動声)		
		3-4 キャンプ・宣伝	
1 消毒車 ————		(用途区分通達 4 - 1 - 3 (
2 寝具乾燥車 ————		1 キャンピング車 ――	238
3 入浴車 ————		■ 判定例 1	
4 ボイラー車		ポップアップルーフ式	253
5 検査測定車 ————		■ 判定例 2	
6 穴堀建柱車		キャブコンバージョン	
7 ウインチ車 ————		2 放送宣伝車 ————	275
8 クレーン車 ―――		3 キャンピングトレーラ	281
9 くい打車		•••••	
10コンクリート作業車 ―		◆索引 ———	285
11コンベア車			
12 道路作業車			
13 梯子車 ————			
14 ポンプ車			
15 コンプレッサー車 ――			
16 農業作業車			
17 クレーン用台車 ———			
18 空港作業車 ————			
19 構内作業車 —————			
20 工作車 ————			
21工業作業車 ————	212		

《関連書籍のご案内》

■ 自動車検査ハンドブック 平成 30 年版 (毎年4月発売)

自動車の継続検査に必要な保安基準・審査 事務規程をまとめたものです。

保安基準第1条~第55条及びそれに則した審 査事務規程を収録。分かりにくい規定を、弊社 独自のイラスト等で分かりやすく解説

[定価2,000円/平成30年4月発行]

※文字を大きくしたワイド版もあります。

[定価2,000円/平成30年4月発行]

■保安基準と審査事務規程と解説 平成 30 年版 (毎年4月発売)

小社は、保安基準を分かりやすくするため、 原文を編集した自動車検査ハンドブック等を 発行しています。

しかし、「保安基準の適否について、最終的には原文で確認する必要があります!」必ずハンドブックと併せて保安基準&審査事務規程の原文+解説を収録した本書を使用して下さい。

[定価 3,000 円/平成 30 年 4 月発行]

■自動車打刻位置ハンドブック 平成 30 年版本書は、10年分の乗用自動車(国産及び輸入車)、貨物用自動車(国産のみ)の自動車の車台番号と原動機型式の打刻位置を、イラストにより分かりやすく図解したものです。車台番号・原動機の打刻について、記載されているものと同一であるかの確認が点検&検査時には必ず必要となります。

「定価2.000円/平成30年2月発行]

自動車検査 ハンドブック

平成 30 年版

保安基準 審査事務規程

> 関係法令 技術情報

保安基準と審査事務規程と解説

平成 30 年版

道路運送車両の保安基準 (最終改正: 平成30年1月31日、国土交通省を第5号) 独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程

公論出版

[平成30年2月発行]

自動車打刻位置 ハンドブック

車台番号 & 原動機型式 平成 19 年 1 月~平成 29 年 10 月

平成30年版

公論出版

■ 車検○×写真集 VOL.1

保安基準に適合・不適合の判定の難しいグレーゾーンの自動車部品を実車に装着し、その適否のポイントを関係法令と共に分かりやすく解説したものです。

判定が難しい事例については、実車(改造車) を検査場に持ち込んで検査官に判定してもら いました!

「定価2,500円/平成24年1月発行]



■ 車検○×写真集 VOL. 2

待望の第二弾がついに登場!

今回はプリウス30系、ジムニー JB23のよくあるグレーゾーン改造の○×判定事例を解説!ジムニーのバンパ交換っていいの?自作灯火は?など、完全解説!更に、貨物車の側方灯、側方反射器の装着パターン別の○×を写真で解説。

[定価2,500円/平成26年10月発行]



■不正改造防止ガイドブック(第2版)

審查規程第58次改正収録版

保安基準・審査規程の重要な項目をイラストにより分かりやすく解説しています。

文章だけでは保安基準を理解できない…という方はぜひ本書をご覧になって下さい。対象は乗車定員10人以下の乗用車としています。 「定価2,000円/平成24年7月発行〕



■保安基準 図解○×集

-乗用車編(第二版)-

保安基準に適合する(○)事例と適合しない(×)事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集しています。お客様への説明用にいかがですか?

[定価2,000円/平成28年8月発行]



■ 保安基準 図解○×集

-貨物車編-

保安基準に適合する(○)事例と適合しない(×)事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集しています。お客様への説明用にいかがですか?

[定価2,800円/平成25年11月発行]

■排ガス装置の点検マニュアル VOL.1~4

点検未実施は怖い!最近の車…EGRは付いている?PCVバルブはドコ?という疑問があります。しかし記録簿に記載されている排ガス装置の位置・有無等を車種別に図解した本書で解決!法定点検項目の判定基準値も収録!現在Vol.4まで発刊。

[定価各2,500円/発行日Vol.1平成25年4月、 Vol.2平成26年10月、Vol.3平成27年12月、 Vol.4平成28年11月]





■二輪自動車検査ハンドブック

平成 28・29 年版

二輪自動車の継続検査に必要な保安基準・ 審査規程を収録しています。

関係法令(指定部品等について他)、技術情報の他に、付録として「二輪自動車の保安基 準図解○×集」を収録しています。

「定価2.800円/平成28年6月発行]

※平成30・31年版は平成30年6月15日発行予定

二輪自動車 検査

ハンドブック

平成28・29年版

保安基準 審査事務規程 関係法令 技術情報

公論出版

■二輪車打刻位置ハンドブック

二輪車の車台番号と原動機型式の打刻位置 を収録している日本で唯一の本です。

国産118車種、輸入車24車種の打刻位置をイラスト、写真で解説。また、車名が不明でも、車体形状等から打刻位置が分かります。

[定価1,500円/平成19年12月発行]

二輪車打刻位置

ハンドブック

車台番号 & 原動機型式

自動車公論社

◆用語の定義・関係法令

■本文中の記号

- ◎「※|注意書きを示す。
- ◎ 「* | 項末に用語の定義や関係法令の記載があることを示す。

■法令の略称■

◎法令名について、次のように略称を使用している。

略称	法令名
車両法	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領
審查事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
用途区分通達	自動車の用途等の区分について(依命通達)
用途区分通達細部取扱い	「自動車の用途等の区分について (依命通達)」の
	細部取扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等
	における取扱いについて (依命通達)

■用語の定義

- ▷用途区分通達細部取扱い 共通事項
- ◎この通達で用いる用語は、関係法令、関係通達によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

①屋内

「屋内」とは、隔壁、幌等により構成される屋根及び側壁で覆われており、かつ、車体を床面とする自動車の空間をいう。なお、車両の停止時に車体の一部を拡大することによって屋内を拡張することができるものにあっては、車体を床面とするものに限り、当該部分を含むものとする。

※編注:上記なお書きについて、具体的にはスライド式で屋内を拡大する キャンピングカー等が該当する(通称名:スライドアウト)。

■ 乗合自動車等の分類

- ◎乗合自動車等を次のように分類するものとする。
 - ①乗合自動車
 - ②または③以外の乗合自動車等をいう。
 - ②貸渡乗合自動車等 道路運送法施行規則第52条の規定により許可を受けた乗合自動車等をい う (レンタカー)。
 - ③幼児専用乗合自動車 専ら幼児の運送を目的とする乗合自動車等をいう。

3 貨物自動車等

- ▷用途区分通達3
- ◎貨物自動車等とは、特種用途自動車等以外の自動車であって、次の「荷台・荷室を有する自動車」または「第五輪荷重を有する牽引自動車」のいずれかを満足するものをいう。

荷台・荷室を有する自動車

- ◎「第5輪荷重を有する牽引自動車」以外の自動車にあっては、次の①及び② を満足すること。
 - ①物品積載設備の床面積

自動車の物品積載設備を最大に利用した場合において物品積載設備の床面積 (*1) が 1 m² (軽自動車は 0.6m²、二輪自動車で牽引される被牽引自動車にあっては 0.2m²) 以上あること。

- ※物品積載設備とは、運転者席(運転者席と並列の座席を含む)の後方に ある物品積載装置をいう。原則として、一般の貨物を積載することを目 的としたものであって、物品の積卸しができる構造のものをいう。
- ②構造および装置

当該自動車の構造及び装置が次に掲げる「◆物品積載設備の構造等 [1]」 または「◆物品積載設備の構造等 [2] に該当するものであること。

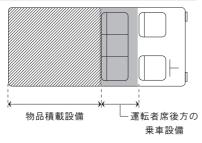
「貨物自動車等」

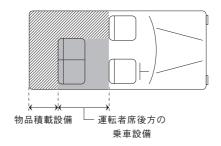
◆物品積載設備の構造等[1]

- ◎次の①から④までの基準に適合するものであること。
 - ①物品積載設備の床面積と乗車設備の床面積

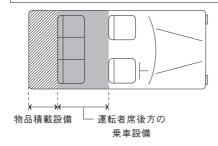
自動車の運転者席の後方にある乗車設備を最大に利用した場合において、 残された物品積載設備の床面積が、自動車の運転者席の後方にある乗車設 備の床面積(*2)より大きいこと。







物品積載設備の床面積≤乗車設備の床面積 ※貨物自動車等に分類できない



【物品積載設備と乗車設備の床面積割合】

※編注:「自動車の後方にある乗車設備を最大に利用した場合」とは、座 席がスライドやリクライニングする場合、その機能を最大に利用した場 合となる。具体的には座席スライドは最後位、座席リクライニングは最 大に倒すこととなる。

乗用から貨物へ構造等変更検査(編集部)

- ◎自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項に変更があったときは15日以内に自動車検査証の記入を受けなければならない(車両法第67条第1項)。 なお、下記に該当する変更の場合は構造等変更検査が必要となる(車両法第67条第3項及び施行規則第38条第8項)。
 - ① Nox·PM 法に規定する指定自動車にあっては、使用の本拠の位置が窒素酸化物対策地域外から策地域内へ変更する場合
 - ②自動車の長さ、幅または高さ
 - ③車体の形状
 - ④原動機の型式
 - ⑤燃料の種類
 - ⑥自家用または事業用の別



【構造等変更検査が必要な事由/自動車の用途】

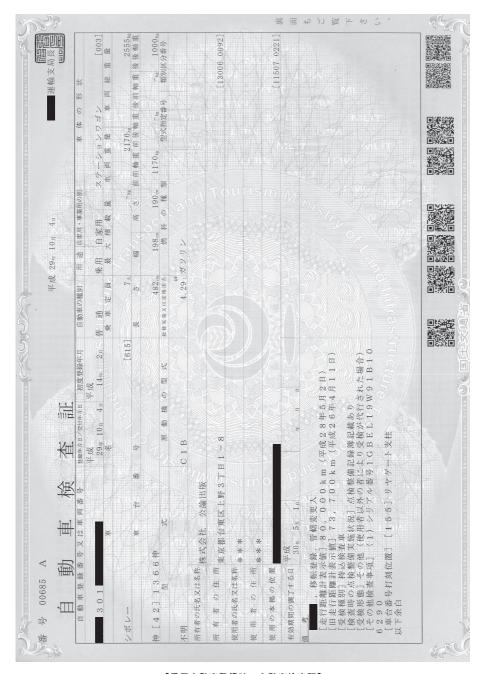
7用途

- ⑧被牽引自動車にあっては、牽引自動車の車名または型式
- ⑨乗車定員または最大積載量
- ⑩牽引自動車にあっては、被牽引自動車の車名または型式
- ◎具体例として、乗車定員6~8人ほどの3列座席のミニバン(検査証の記載はステーションワゴン)の座席を取り外し、専ら貨物の運送の用に供する自動車(貨物用自動車)として使用している場合、上記⑦及び⑨に該当し15日以内に構造等変更検査の必要が生じる。
- ◎なお、車両法第67条第3項による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処される(車両法第110条)。
- ◎次に掲げる変更事項を有する自動車について、構造等変更検査を受けた。
 - ①乗用として登録されているが、貨物の運送の用に供している。
 - ②乗員用座席を取り外し、乗車定員が変更されている。

構造等変更検査の車両について

◎現車はステーションワゴンであり、第五輪荷重を有する牽引自動車ではない。 従って P20 [荷台・荷室を有する自動車] 及び P29 「貨物自動車の審査」等 により審査が行われる。

[構造等変更検査の実例]



【乗用自動車登録時の自動車検査証】

[構造等変更検査の実例]



【車両外観】



【変更前の座席配列】



【変更後の状態】

3-4 キャンプ・宣伝用自動車 (用途区分通達 4-1-3 (4) の自動車)

- ▷用途区分通達4-1-3 (4)、用途区分通達細部取扱い 別添3-4
- ※各車体形状毎の構造要件及び特種設備の専有面積(登録車1m²以上/軽 0.6m²以上)及び割合(1/2以上)を満足していること(P118 参照)。
- ◎キャンプ・宣伝用自動車とは、キャンプまたは宣伝活動を行うための特種な 設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの。

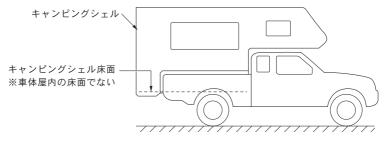
形状	構造要件	
①キャンピング車	P238	
②放送宣伝車	P275	

形状	構造要件
③キャンピングトレーラ	P281

※編注:各車体形状の名称横の()内の数字は車体の形状コードを示す。

1 キャンピング車(610)

- ※本項目の構造要件及び特種設備の専有面積(登録車 1 m²以上/軽 0.6m²以上) 並びに割合(1/2以上)を満足していること(P118 参照)。
- ◎キャンピング車とは、車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。
 - ※「車室」とは、屋内のうち、隔壁により外気と遮断されており、車体を床面とする自動車の空間をいう。なお、車両の停止時に車体の一部を拡大することによって車室を拡張することができるものにあっては、車体を床面とするものに限り、当該部分を含むものとする。
 - ※編注:この基準によりピックアップトラックの荷台に、屋内の車体を床面 としていないキャンピングシェルを載せただけ自動車はキャンピング車に 該当しない。



【ピックアップトラック+キャンピングシェル】

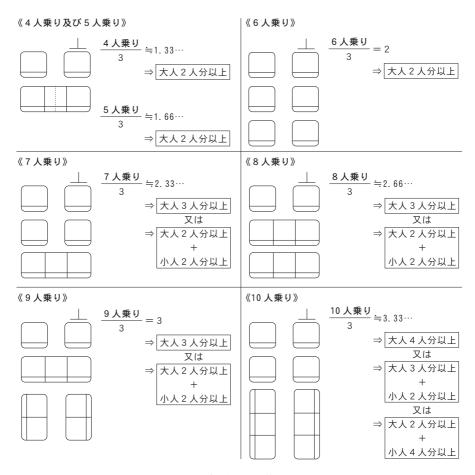
■就寝設備

- ◎次に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。
 - ①就寝設備の数

乗車定員の3分の1以上の大人用就寝設備を有すること。

なお、端数は切り上げることとし、乗車定員3人以下の自動車にあっては2人以上の大人用就寝設備を有すること。

この場合において、大人用就寝設備を2人分以上有している場合は、子供 用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。



【就寝設備数の計算例】

図解

自動車の用途区分と特種用途自動車の構造要件 平成 30 年 5 月

■発行日 平成30年5月2日

■定 価 3,000円 送料300円(共に税込み)

■発行所 株式会社 公論出版

〒 110-0005

東京都台東区上野3-1-8

電話 03 (3837) 5731 編集

03 (3837) 5745 販売

FAX 03 (3837) 5740